

地盤工学会 旅費支給規程

昭和37年11月26日制定	昭和63年02月23日改正
昭和38年04月17日改正	平成02年03月23日改正
昭和38年10月21日改正	平成08年03月28日改正
昭和40年08月23日改正	(12.5.16 下位規則見直結果一部変更 理・報)
昭和41年07月01日改正	平成13年01月24日改正
昭和46年12月20日改正	平成14年11月28日改正
昭和50年11月25日改正	平成15年07月25日改正
昭和51年11月22日改正	平成15年12月19日改正
昭和54年08月06日改正	平成21年07月24日改正
昭和56年02月23日改正	平成24年05月14日改正
昭和57年06月28日改正	平成25年07月19日改正
昭和57年10月25日改正	平成26年01月31日改正
昭和62年01月27日改正	平成30年05月18日改正

(目的)

第1条 この規程は、会長またはその委任をうけた者の命により、学会業務のため国内旅行する者（職員を除く）に支給する費用について諸般の標準を定め、学会業務の円滑な運営に資するとともに、経費の適正を図ることをその目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 出張

学会関係者、講習会講師ならびにこれに準ずる者が、一時その勤務箇所を離れて旅行する場合をいう。

2. 旅費

片道100km以上の出張に対し支給する旅行の費用をいう。

3. 交通費

片道100km未満の出張に対し支給する旅行の費用をいう。

(旅費の支給)

第3条 第2条第1項に示す者が、学会業務のために片道100km以上に及ぶ出張をした場合には、旅費を原則として3か月毎に一括して、銀行振込等により本人の指定する口座に支払うものとする。

ただし、旅費の要・不要は本人の申告によることとする。また、委員会等の開始あるいは終了時刻が別表-2、3の日帰り時間帯以外の場合における宿泊費の支給についても、宿泊するか否か、本人の申告によることとする。

2. 本規程の旅費・交通費算定標準によらない場合および、旅費・交通費の支給を行わない場合は、関係部長は総務部長の了解を得ることとする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、順路により出張目的を果たすための旅行日数および方法の各範囲内において最も経済的にこれを算定する。

ただし、用務の都合上、あるいは天災その他やむを得ない事由のため順路により難いときは、実際の経路について旅費を算定する。

第5条 旅費は旅費算定標準（別表-1、2、3）により算定する。

(鉄道運賃)

第6条 鉄道運賃の額は、原則として日本国有鉄道改革法により設立した旅客会社（以下JRという）の鉄道の旅客運賃とする。

2. 特別急行料金は、その線路が特別急行列車を運転しないときには、その線路を運転する最急列車の急行料金。
3. 新幹線を利用する場合、通常期の新幹線特急料金とし、最急な方法（のぞみ等）を利用することができるものとする。

4. 片道 601km 以上の旅費の場合は、往復割引乗車券を適用するものとする。

(航空運賃)

第7条 航空運賃の額は、早期割引制度を利用するなどした当該便の最安実費航空運賃額とする。ただし、会議が急遽決定された等、正当な理由のある場合に限り、本人の申告により前記以外の料金も認める。

(JR以外の交通機関運賃)

第8条 勤務箇所から最寄のJRの駅まで、JR以外の交通機関を利用する場合の運賃は、実費支給とする。

(船賃)

第9条 船賃の額は、つきの各号に定める旅客運賃および寝台料金による。

1. 運賃等級を数段階に区分する船舶による旅行の場合には、第5条に定める鉄道の運賃等級の直近上位の船賃の等級。
2. 運賃の等級を設けない船舶による場合には、その乗船に要する運賃。

(車賃)

第10条 タクシー等自動車を利用した車賃は支給しない。

ただし、特別な事情でやむを得ず自動車を利用した場合の車賃は、実費額とする。

(天災地変の場合)

第11条 風水害、震害および運転事故その他のため、交通機関が一時不通となり、ために出張日数が予定より伸びたときは、原則として交通機関の証明ある場合に限り、その伸びた日数に対しても旅費を支給することができる。

ただし、その場合、不通による現地滞在期間中の宿泊料および食費を当該関係交通機関側で負担したときは、本条は適用しない。

(旅行取消等に伴う航空運賃のキャンセル料)

第12条 学会の都合による委員会等の開催中止または延期、あるいは本人のやむを得ない事情により航空運賃にキャンセル料が発生した場合、その実費額を支給する。ただし、本人のやむを得ない事情かどうかの判断は、総務部長が行う。

(交通費および運賃の支給)

第13条 本部主催の催しに出席する学会関係者およびこれに準ずる者が、片道 100km 未満の日帰り旅行をしたときは交通費を 3か月毎に一括して、銀行振込等により本人の指定する口座に支払うものとする。

第14条 交通費は、実費支給とするが、勤務箇所より学会本部までの往復交通費が 1,000 円以下となる場合は支給しないものとする。

第15条 学会関係者の命により、その代理者が学会業務の単なる連絡のための片道 100km 未満の日帰り旅行に対しては、実情に応じ前条による交通費あるいは運賃を支給する。

(旅費の調整)

第16条 旅費の請求において、次の各号の一に該当する事由があるときは、その相当する額を減じて請求しなければならない。

- (1) 自宅、親戚宅又は知人宅等宿泊料を必要としない場所に宿泊する場合
- (2) 勤務先から出張先へ直行しない場合
- (3) 雇い上げバスを利用する場合
- (4) 本会以外から旅費あるいは交通費が支給される場合

(旅費と交通費との併給)

第17条 旅費を支給する場合は原則として交通費は併給しない。

(特例の場合における旅費)

第18条 特別の事由により、この規程により難い場合における旅費については、その都度別に定める。

(付 則)

第19条 この規程は理事会の議決を経て改正することができる。

付 則

この規程は平成30年6月1日から実施する。